県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	新型コロナウイルス感染症に罹患した避難者の対応について	岡崎市	1
	2	特殊詐欺対策装置の普及に向けた協調補助事業について	知多市	2
	3	地籍調査事業に係る補助制度の要件緩和について	新城市	3
社会文教部会関係	4	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の拡充について	知多市	4
	5	ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度の継続について	豊橋市	5
	6	がん患者の医療用補正具（ウィッグ・乳房補正具）購入費用助成制度の創設について	知立市	6
	7	新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等の整備について	岡崎市	7
	8	学校運営体制の強化・充実を図るための情報通信技術支援員及び特別支援教育支援員の配置等について	豊橋市	8

1　新型コロナウイルス感染症に罹患した避難者の対応について

〔岡崎市提出〕

新型コロナウイルス感染症第５波では、感染症に罹患しても医療機関等に入院できない自宅療養者は日々増加いたしました。

災害発生の危険性が高まった際、危険な地域に居住する住民は、罹患者も例外なく安全な避難場所等に避難すべきところ、指定緊急避難場所は密集を避けるため、一人当たりの収容面積を普段の倍近く確保するなどの対応が必要であることから、隔離が必要な罹患者や濃厚接触者の受け入れ施設の確保に苦慮しています。

本市では、指定緊急避難場所以外の公共施設等を、罹患者等の受入施設として確保しましたが、感染症の拡大により収容能力は不足している状況です。

愛知県からは、貸出可能な施設のリストが示されましたが、そのほとんどが高等学校であり、当該施設に罹患者を収容することは、生徒への感染拡大防止等の観点から懸念があります。

ついては、県におかれては、**県が確保する施設で、現実的に罹患者の避難施設として利用可能なものを、罹患者が避難する際の受入施設として提供していただくとともに、当該施設を県と市町村で協働して運営する体制を早急に整えることを要望します。**

2　特殊詐欺対策装置の普及に向けた協調補助事業について

〔知多市提出〕

全国的に特殊詐欺による被害が発生しており、県内においても多くの被害が出ています。

本市では、市内の特殊詐欺認知件数の増加を受け、高齢者を対象とした特殊詐欺対策装置購入補助金を１０月に新設し、装置の普及を図っています。

本市の外、県内のいくつかの市町村で同様又は類似した特殊詐欺対策関連の補助制度を独自に実施していますが、県内の特殊詐欺による被害をなくすためには、県を挙げて特殊詐欺対策装置の普及を促進する必要があると考えます。

ついては、県におかれては、**特殊詐欺対策関連の補助制度を市町村との協調補助とし、財政支援をいただくよう要望します。**

3　地籍調査事業に係る補助制度の要件緩和について

〔新城市提出〕

地籍調査の進捗率は令和元年度末時点、全国平均で約５２％であり、国は第７次国土調査事業十箇年計画を策定し、前計画の１．５倍の進捗を目指しています。しかし、愛知県の進捗率は約１３％と低い状況です。

地籍調査事業にかかる必要経費のうち、市町村の実質負担割合は５％であるとされていますが、調査で行う「現況測量」及び「復元測量」（以下「ＦＲ工程」という。）は原則、国庫補助対象外です。

このため、ＦＲ工程を補助対象事業として実施する場合は、要件等を整理した上で、県を通じて国と協議する必要がありますが、県内の実施例はありません。

地籍調査は、現在の登記記録による筆界を前提として進める「修正主義」が原則であり、ＦＲ工程は、登記記録と現況との比較を可能とする重要な工程です。また、この工程は、調査の円滑化や後のトラブル防止についても有効であるにもかかわらず、補助対象となる条件が厳しいため、事業の実施そのものの躊躇につながるおそれがあります。

ついては、県におかれては、**地籍調査事業を円滑に進めるため、ＦＲ工程を国庫補助対象事業として実施する場合でも他の工程と同様に国との協議が不要となるように、国に働きかけをしていただくよう要望します。**

4　愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の拡充について

〔知多市提出〕

国は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。県においても「あいち地球温暖化防止戦略2030」の取組に加えて「あいちカーボンニュートラル戦略会議」を設置するなど、積極的にカーボンニュートラル実現に向けて取組を進めております。

本市においても、令和３年８月に「ゼロカーボンシティちた宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロの実現に向けた挑戦を進めています。

こうした施策の一環として本市では、再生可能エネルギーの利用促進のため、「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（県補助率1/4)」を活用し、住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の設置に対する補助の創設を検討しておりますが、住宅用発電設備の導入については、FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）による買取価格が毎年値下がりし、収益性が低下しているため、設備導入による再生可能エネルギー利用促進が早期に進捗するか危惧されるところです。

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」では、住宅用太陽光発電施設のさらなる普及を図るため、市町村との協調による導入補助などの取組を推進するとされており、県の財政措置の一層の充実が求められます。

ついては、県におかれては、**カーボンニュートラルの実現に向けた取組を一層促進するためにも、「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」の補助基準額及び補助率を引き上げていただくよう要望します。**

5　ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度の継続について

〔豊橋市提出〕

昨年度改正されたバリアフリー法に基づく基本方針では都道府県における総車両数の２５％をユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）タクシーとする目標としております。

タクシー事業者にとってセダン車両より約１００万円高いUD 車両を導入することは、たとえバリアフリー法の目的に共感したとしても容易ではないことから、県の先進環境対応自動車導入促進費補助金とともに、本市においてはUDタクシーの導入促進支援事業を実施しております。

令和２年度及び３年度は、コロナ禍による売上減のため、タクシー事業者は車両の更新を見合わせる状況にありましたが、令和４年度は、これまで更新を見合わせた車両の需要が顕在化してくるタイミングであるとともに、アフターコロナへの対応が求められることから、来年度以降もUDタクシーの導入促進支援事業を継続する必要があると考えております。

ついては、県におかれては、**ＵＤタクシー導入を促進していくため、先進環境対応自動車導入促進費補助金の継続等、ＵＤタクシー導入への財政支援を要望します。**

6　がん患者の医療用補正具（ウィッグ・乳房補正具）購入費用助成制度の創設について

〔知立市提出〕

日本では、２人に１人ががんにかかり、３人に１人ががんで死亡すると言われています。現在は、検査法や治療法の研究が進み、早期に発見し、早期に治療すれば「がんは治せる病気」になっています。

しかし、治療の副作用による外観の変化に対するケア（アピアランスケア）は未だに不十分な状況であり、治療を受けながら仕事を行う人もいる中、外観の変化により対人関係を苦痛に感じ、社会生活が困難となることもあります。

ウイッグや乳房補正具といった医療用補正具は健康保険が適用されず、国による助成制度もありません。

県や市町村においては、近年、医療用補正具購入費用の助成制度を創設する動きがあり、愛知県内では名古屋市と岡崎市がウィッグ購入費用の助成を行っていますが、県内の当事者が広く助成制度を利用できる状況とは言えません。

がん患者は病気による精神的、肉体的、経済的な負担が大きく、更に治療と就労や就学の両立などによる負担も余儀なくされており、日常生活と治療を両立させることが課題となっています。

がん治療に伴う外観の変化に対する不安を和らげ、社会参加の後押しをすることは、患者のQOL（生活の質）の向上のために大変重要です。

ついては、県におかれては、**がん患者の経済的負担の軽減と質の良い療養ができる環境を整えるため、県下統一的な医療用補正具の購入費用助成制度の創設を要望します。**

7　新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等の整備について

〔岡崎市提出〕

新型コロナウイルス感染症第５波では感染急拡大を受けて、自宅療養者が急増し、自宅療養者への適切なケアを施すことが困難になりました。このため、症状の悪化などに速やかに対応できる適切な療養環境の整備が急務となります。

新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設の整備については、感染症法の規定により都道府県が主体となり設置運営しています。また、令和３年８月25日付けの国からの事務連絡では、自宅療養者に対する臨時の医療施設の設置や入院待機施設の整備に向けた検討を積極的かつ速やかに行うこととしています。

ついては、県におかれては、**感染者が急増した際でも、入所を希望する患者が速やかに入所できる体制を整えるため、宿泊療養施設を拡充するとともに、入院病床がひっ迫する際には、医療機関等を活用した臨時の医療施設や入院待機施設を速やかに整備・開設し、医療体制を拡充することを要望します。**

また、保健所設置市等が主体となって宿泊療養施設を設置することは、本県の現行の制度では財政的な支援や人的な支援の仕組みがなく、困難であることから、保健所設置市等が主体となって宿泊療養施設を設置できるよう、補助金の創設や県との協議の場を設けるなど実施への枠組みを整備することを要望します。

8　学校運営体制の強化・充実を図るための情報通信技術支援員及び特別支援教育支援員の配置等について

〔豊橋市提出〕

学校が直面する課題が多様化・複雑化する中、GIGA スクール構想の着実な実施や特別な支援を必要とする児童生徒への対応等のため、学校教育法施行規則を一部改正し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員等を設けております。

このうち情報通信技術支援員については、教育の ICT 化に向けた環境整備５か年計画では、４校に１人の配置が目標水準とされておりますが、専門的な人材と必要な人員を確保できておりません。

また、インクルーシブ教育が進む中、特別支援学級の児童生徒の様々な教育的ニーズに応え、きめ細やかな支援を行うためには、義務教育標準法で定める児童生徒８人に対し教員１人の配置では対応が困難であるため、本市では、特別支援教育支援員を配置することで、個々に支援が行き届く環境を整えていきたいと考えています。

しかしながら、こうした支援スタッフについては、国の地方財政措置とされていますが十分とは言えず、人的配置のための予算確保が難しい状況です。

ついては、県におかれては、**情報通信技術支援員の配置について、県内の市町村で活用可能な人材の派遣依頼ができるバンク設置などの人的支援を要望します。また、情報通信技術支援員及び特別支援教育支援員の配置については、県による補助金制度の創設や国への補助金創設について働きかけをするなどの財政支援を一層充実するよう要望します。**